

郡山市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費の支給に関する要綱

平成26年6月9日制定

[保健福祉部障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する2人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置により軽減される利用者負担額を給付費として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児通所支援 児童福祉法（平成22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2に規定する障害児通所支援をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- (4) 乳幼児 法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。
- (5) 幼稚園等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。
- (6) 多子軽減措置 同一世帯において障害児通所支援を利用している乳幼児以外の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用している場合に、当該保護者の経済的負担を軽減するための措置
- (7) 事業者 障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援および又は保育所等訪問支援を提供する事業者をいう。

(対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となる支援は、障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援及び保育所等訪問支援とする。

(給付額)

第4条 保護者に支給する給付費の額は、別表第1に規定する対象の区分に応じて算定した多子軽減措置後の利用者負担額（当該額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合算額（当該合算額が別表第2の区分ごとに掲げる額を超える場合は同表の区分に応じた額。）と保護者が実際に事業者へ支払った利用者負担額との差額とする。

(給付の申請)

第5条 前条に規定する給付を受けようとする保護者は、郡山市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を郡山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、幼稚園等の通園証明書（第2号様式）及び利用者負担額の領収書等支払いを証する書類を添付するものとする。

(支給決定等)

第6条 福祉事務所長は、保護者から前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、郡山市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給（不支

給) 決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに、支給すべきと決定した給付費を申請者に対し、口座振替の方法により支払うものとする。

(給付費の返還)

第7条 福祉事務所長は、保護者が、偽りその他不正な手段により前条に規定する給付を受けたときは、支給した給付費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月9日から施行し、平成26年4月に提供された障害児通所支援から適用する。

別表第1(第4条関係)

対 象	多子軽減措置後の利用者負担額
(1) 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児(該当者が2人以上ある場合は、年長者)	同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
(2) 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち(1)に掲げる乳幼児以外のもの(該当者が2人以上ある場合は、年長者)	同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
(3) 上記以外のもの	無償

別表第2(第4条関係)

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯(所得割280,000円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯(所得割280,000円以上)	37,200円